

山科の未来を語る懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」(仮称)を作成するに当たり、専門的見地及び市民の立場から、意見・助言を求めることを目的として、「山科の未来を語る懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。

(委員)

第2条 懇談会に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼する。

2 前項の規定により依頼する委員の人数は、8人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、依頼の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 市長は、委員のうちから懇談会の会長を指名する。

2 会長は、懇談会の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 懇談会は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、総合企画局プロジェクト推進室及び山科区役所地域力推進室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に必要な事項は、総合企画局プロジェクト・情報化担当局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。